

国内・海外プロジェクトにおけるEPC契約

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木法律事務所



国内・海外プロジェクトにおけるEPC契約

Toshio Sasaki

Baker & McKenzie GJBJ Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member firm of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a “partner” means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an “office” means an office of any such law firm.

1. プロジェクトの実現と建設工事

建設工事の内容は、プロジェクトの全てを織り込んでいる

建設工事は、事業会社のプロジェクト実施の最終段階
建設工事は、プロジェクトの内容を実現するもの

プロジェクトの実現とともに融資条件を満たす必要がある。

予定スケジュールの遵守

工期、運転開始に変更なし

予算の遵守

契約金額に変更なし

採算性

予定性能の確保

2. 建設請負契約の現代化

建設業法

建設工事の請負契約の適正化—発注者に有利な規定が置かれる傾向があったため、請負契約の片務性を改善し、建設工事の適正化を図る。下請け人の保護の必要性あった。

建設請負契約の理念—発注者と請負者の対等な立場による契約により、リスク分担の公平化。

契約後の事情の変更—原則：変更を招いた当事者がそのリスクを負担する。請負者が予期できなかった事項については、設計変更により対処する。

3. 標準的建設請負契約

わが国

公共工事標準請負契約約款

旧四会連合協定

海外

FIDIC(国際コンサルティング・エンジニア連盟)の
Red Book(建設)/ Yellow Book(プラント)

4. EPC契約

プロジェクトファイナンスによる資金で事業会社が事業施設を建設する場合
→レンダーは、事業施設を、一元的に責任をもって完成させる主体を定めることを望む。

そこで事業会社は、以下の業務を一括して発注(ターンキー契約)

- ・事業施設の設計、エンジニアリング
- ・設備機械の調達
- ・事業施設の建設、試運転

レンダーの関心は、決められた工期までに完成し、決められた契約金額に納まり、必要な性能が確保できること。

→ 契約金額と完成期日が明記され、性能保証をしなければならないEPC契約は、コントラクターに大きな責任とリスクを移転する。

→ このリスクに対応するためEPCコントラクターは十分なコンティンジェンシーを見込む。結果として、通常の請負契約に比べ割高になる傾向がある。

→ 発注者に残るリスクは、建設のために発注者が当然負うべきリスク(9. 参照)のほか戦争、テロ、その他の不可抗力など、通常発生しない極端な場合に限られる。

5. FIDICのYellow BookとSilver Book

Yellow Book(従来からの建設工事請負契約)

一般条件にしたがい、保険契約の可能性、プロジェクト管理の健全な原則、及びそれぞれの当事者の予見能力を勘案し、リスクは当事者間に公正かつ平等に配分し、それぞれのリスクに伴う事態の影響を緩和する。

Yellow Bookの場合、請負者は現場で予見不可能な物理条件に遭遇した場合に、遅延による工期の延長及び追加費用の支払を受ける権利を有する。

Silver Book (EPC契約)

一般条件に従い、高いリスクを請負者に割り振る。入札者は、現場の水文、地下及びその他の条件にかかわるさらに多くのデータを必要とする(後日になって予見不可能といえる条件に遭遇する機会を減らさなければならない。)とともに、当該データを検証しこのリスクを評価するためにより多くの時間を要することになる。

請負者は、現場データの解釈、及び実行できる限り他の情報を取得する責任を負う。EPC契約の場合、請負者はまた、データの妥当性検証にも責任を負う。

請負者は、工事に影響するリスク、偶発的事項、その他の状況の判断について、必要な全ての情報を入手しているものとみなされ、かつ、予見不可能な困難を原因として工費の調整がなされないことが規定されている。

6. EPC契約においてProject Financeの観点から重要な規定

- 契約範囲
- 作業開始
- 事業会社の責任とリスク
- 契約金額、支払、契約金額の変更
- 工事監理
- 完工の定義
- 不可抗力
- 損害賠償の予定
- 工期延長と契約解除
- 保険/保証
- 紛争解決

7. 契約範囲

EPC契約では、事業施設の設計、技術仕様、性能基準、性能試験などが定められ、EPCコントラクターは、定められた範囲の業務を実施し、所要の性能を有する事業施設を所要の工期内に完成させる義務を負う。技術仕様などに不備があっても請負者が確認する責任を負う。具体例－2

第三者が建設する、道路、送電設備などの関連設備に対しては責任を負わない(工事の取り合いについての調整義務を負うことはある。)し、建設対象の事業施設が第三者の有するライセンス技術を利用している場合には、当該技術に関するトラブルによる運転不備については責任を負わないなど、ターンキー契約とはいっても責任を免除される場合がある。

8. 作業開始

工事開始通知

EPCコントラクターの作業開始を事業会社の工事開始通知書にかからせることがある。これは、EPCコントラクターは、建設工事の資金が調達されて(事業会社のファイナンスが完了して)から作業を開始し、建設工事の代金回収についてのリスクを回避する要求を満たすためである。この場合、工期は、「工事開始通知後何日」という形で設定されることが多い。

あらかじめ完工日が規定されている場合には、工事開始通知は、「契約後何日以内に発せられる」とし、その期間内に発せられない場合に工期延長を認めるという規定などが用いられている。

なお、EPC契約においては、事業会社は任意の時点で建設中止を求める権利が与えられていることが多く、この権利を行使した場合、事前に定めた方法で補償額を計算し、EPCコントラクターに支払うことになる。

9. 事業会社の責任

EPC契約の発注者としての事業会社は、契約の定めに従って契約の対価を支払う義務を負うが、事業施設の建設に関しては、以下のような限られた責任を負うのみである。一般的なものとして以下の事項について事業会社が責任を負う。

- ・ 事業用地を使用可能な状態にすること。
- ・ EPCコントラクターの事業用地へのアクセスを確保すること。
- ・ 事業会社として得ておかなければならない許認可を取得すること（EPCコントラクターに協力義務を課すことも多い。）
- ・ 事業実施のために必要な第三者との契約を締結すること。
- ・ 仕様書等に記載の一定の基準 具体例—2

上記の責任に加え、事業会社は施主リスクとして、EPC契約において不可抗力による損害のリスクを負うこともあるが(FIDIC)、コントラクターのリスクとされることも多い。

10. 契約金額、支払、契約金額の変更

対価の支払はマイルストーンによって行われるのが一般的である。原則としてEPC契約金額は総価方式がとられ、固定される。しかし、例外として以下のような場合に、契約金額の変更が認められる。具体例－1、2、4

- ・ 契約後に、事業会社から設計や性能の関する条件の変更を求めるとき。契約範囲を追加し、拡大するとき。
- ・ 事業会社の責任を果たさず又は事業会社の負担する施主リスク(9. 参照)が顕在化して、EPCコントラクターに増加費用が生じた場合
- ・ 事業用地に化石や文化財が発見され増加費用が生じた場合
- ・ 事業用地に土壌汚染があり、除去のため増加費用が生じた場合

なお、EPC契約においては、不可抗力や、法令の変更によって増加費用が生じた場合、EPCコントラクターがそのリスクを負担するのが一般である(ただしFIDICは事業会社がリスクを負っている)。わが国のPFIでも請負者のリスクとされることが多いが事業会社がリスクを負うこともある。

これに対し、現場条件については、発注者から提供されたデータの検証を含めEPCコントラクターがそのリスクをすべて負担することとなっているのが一般で、例外として、工事中に予測不能な物理条件に遭遇した場合などに契約金額が変更される建付けとなっていることもあるものの、実際には、EPCコントラクターは事前に十分予見していたと擬制されることなどにより、契約金額が調整されることは、まずない。

工期の調整は、具体例－3

11. 施工監理/性能試験

事業施設を仕様書どおりに完成させる責任は、EPCコントラクターが負う。これに対し、施工監理は、事業会社が行う。しかし、日本のPFIなどにおいては、事業会社の施工管理は、比較的形式的なものが多く、緻密な施工監理を行うケースはあまり多くはない。とはいえ、わが国においても大規模なプロジェクトでは、事業会社(又はレンダー)がエンジニアリング会社を起用して十分な施工監理や性能試験を行っている例も見られる。

次に述べる、完工確認や性能の確認について、レンダー側のエンジニアリング会社はその判断を行うという例もある。

12. 完工について

事業施設がプラントの場合、完工に至るまでに、通常以下の段階を経る。

- ・ 機械的完了 (Mechanical Completion)
- ・ プラントが物理的に完成し、試運転かが可能となった状態
- ・ 仮完了 (Provisional Acceptance)
性能認定がなされ、一定の条件をパスし、引渡がなされ商業運転ができる状態
なお、一部駄目工事が必要であれば、パンチリストに記載され、仮完了の日から一定期日以内に工事が実施され未完成部分の措置がなされる。
- ・ 最終完了 (Final Acceptance)
仮完了後瑕疵担保期間を経過して最終完了となる。もちろんパンチリストに記載された駄目工事はすべて完了している。

13. 不可抗力について

具体例—5参照

工期内完成ができなくても、それが不可抗力による場合は、EPCコントラクターの責任は免除される。ただしEPCコントラクターに発生した増加費用の補償を求めることが制限される場合がある。しかしFIDICのSilver Bookでは、一定の場合に補償を認めている。

14. 予定損害賠償と契約解除

完工遅延による予定損害賠償 具体例—6
損害賠償額に上限が設定される

性能未達に対する予定損害賠償 具体例—7
この損害賠償にも通常上限が設定される。

事業会社による契約解除

事業施設の完成が一定日を超えて遅れるとき、その性能が仕様書に記載された最低限度をも満たさない場合などは、事業会社はEPC契約を解除できる。

解除がなされた場合、事業会社は事業施設の完成のため他の業者と再契約して事業施設を完成させるのが一般であるが、そのために発生する増加費用は、従前のEPCコントラクターが負担する。

工事の進捗度ないし完成度が低い場合には、これに代えて、EPCコントラクターが事業用地の原状回復義務をおい、かつその時点までに支払を受けた対価を返還すると言う建付けも用いられる。

15. 具体的な規定の例 旧四会連合協定およびSilver Bookを例として－1

- (1) 次の各号の一にあたるときは、乙（請負者）は、ただちに書面をもって丙（第三者たる監理者。監理者が置かれなないときは甲（発注者））に通知する。
- a 図面・仕様書の表示が明確でないとき、図面と仕様書とが一致しないとき、または図面・仕様書に誤謬あるいは脱漏があるとき。
 - b 図面・仕様書又は丙の指示に付いて、乙がこれによって施工することが適当でないとき。
 - c 工事現場の状態・地質・湧水・施工上の制約などについて、設計図書に示された施工条件が実際と相違するとき。
 - d 工事現場において、施工の支障となる予期することのできない事態が発生したとき。

- (2) 丙は、本条(1)の通知を受けたとき、または自ら本条(1)各号の一にあたることを発見したときは、ただちに書面をもって乙に対して指示する。
- (3) 本条(2)の場合、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があると認められるときは、甲・乙・丙が協議をして定める。

4.10 (現場データ)

発注者は、環境に関する事項を含め、地下の条件及び水文の条件について、発注者が保有する全ての現場データを、請負者が活用できるよう、基準日より前に請負者に知らせるものとする。同様に、発注者は、基準日以降も、発注者の所有となったデータを請負者が活用できるようにする。

請負者は、それらの全てのデータを検証し解釈するものとする。発注者は5.1に記載のものを除きそれらのデータの正確性、十分性または完全性について何ら責任を負わない。

4.12(予見できない困難)

本契約において別段の定めがない限り、

- (a) 請負者は、リスク、コンティンジェンシーその他工事に影響する現場条件についてすべての情報を得ているものとみなされる。
- (b) 本契約を締結したことにより、請負者は、工事を首尾よく完成するための一切の困難と費用について予見がなされていることについて、すべての責任を引き受けている。
- (c) 契約金額は、予見不可能な困難又は費用を考慮して調整されるものではない。

16. 具体例－2

第17条(図面・仕様書に適合しない施工)

- (4) つぎの各号の一によって生じた図面・仕様書に適合しない施工については、乙は、その責任を負わない。
- a 丙の指示によるとき。
 - b 支給材料、貸与品、指定された工事材料・建築設備の機器の性質、または指定された施工方法によるとき。
 - c 第13条(1)または(2)の検査または試験に合格した工事材料・建築設備によるとき。
 - d その他施工について甲又は丙の責めに帰すべき理由によるとき。

Silver Book

設計は全て請負者の責任となっているうえ、次のような規定がおかれ、原則としてすべて請負者が責任を負う。

5.1(一般的な設計義務)

「請負者は基準日前に発注者の要求(もしあれば、設計条件、計算を含め)を精査したものとみなされる。請負者は、下記の場合を除き、工事の設計と発注者の要求が正確であることにつき責任を負う。」

「発注者は、契約書に最初に含められていた発注者の要求に関し、いかなる種類の誤謬、不正確または遺漏についても責任を負わず、また、以下に述べるものを除き、いかなるデータまたは情報について正確性または完全性を備えるとの表明をしたものとはみなされない。請負者が発注者または他の者から受領したいかなるデータまたは情報も、請負者から工事の設計及び施工の責任を免除するものではない」

「ただし、発注者は発注者の要求および発注者が提供した以下のデータまたは情報の部分につき、正確であることに責任を負う。」

- (a) 契約においてデータまたは情報が確かで不変であるとされ、またはそれらが発注者の責任であると記載された部分
- (b) 工事またはその部分の意図された目的についての記載
- (c) 完成した工事の試験と性能に関する基準
- (d) 契約において特段の規定がある場合を除き、請負者が確認できないデータまたは情報の部分

17. 具体例—3

第28条(工事の変更、工期の変更)

- (1) 甲は、必要によって、工事を追加しまたは変更することができる。
- (2) 甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。
- (3) 本条(1)または(2)により、(乙)に損害をおよぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。
- (4) 乙は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、項に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を請求することができる。

8.4(完成期限の延長)

請負者は、以下の理由のいずれかにより、10.1(工事の引渡)を目的とする完成期限より遅延し、または遅延する虞のある場合に限り、20.1(請負者のクレーム)にしたがって、完成期限を延長する権利を有する。

- (a)設計変更が認められる場合(13.1(変更手続き)に基づき、完成期限の変更が合意されないときに限る)。
- (b)本約款の条項に基づき、期間の延長の権利を有する遅延理由がある場合。
- (c)発注者、発注者の要員または現場における発注者の他の請負業者に起因する遅延、障害または妨害

18. 具体例—4

第29条(請負代金額の変更)

- (1) つぎの各号の一にあたるときは、当事者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- a 工事の追加・変更があったとき。
 - b 工期の変更があったとき。
 - c 第3条の関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。
 - d 支給材料・貸与品について、品目・数量・受渡時期・受渡場所又は返還場所の変更があったとき。
 - e 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - f 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、この契約を結んだ時から1年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
 - g 中止した工事または災害をうけた工事を続行する場合、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- (2) 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については丙の承認を受けた内訳書の単価により、増加部分については時価による。

13.7(法令の変更による調整)

契約価格は、基準日の後に、契約に基づく請負者の義務の履行に影響を及ぼす当該国の法律の変更(新しい法律の導入及び現行の法律の廃止と改正を含む)または裁判によるもしくは公式な政府の法律解釈の変更によって生じる費用の増減を考慮して調整される。

請負者が基準日の後に行われたかかる法律またはその解釈の変更の結果、遅延を生じる(または将来生じる)場合、および/または追加費用を生じる(または将来生じる)場合は、請負者は、発注者に通知し、20.1(請負者のクレーム)にしたがって以下の権利を有するものとする。

- (ア) 完成が遅延し、または将来遅延する場合、8.4(完成期限の延長)に基づくかかる遅延に相当する期間の延長、および
- (イ) 契約価格に追加すべき費用の支払

上記通知の受領後、発注者は3.5(決定)にしたがい、上記の事項について合意または決定するための手続きを行う。

13.8(費用の変更による調整)

契約金額が、労務費、物資費用その他の工事に対し投入する費用の増減に対して調整されるべき場合、当該調整は、特記仕様書に示される規定にしたがって計算されるものとする。

19. 具体例—5

第21条(不可抗力による損害)

- (1) 天災その他自然的または人為的な事象であって、甲・乙いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力という」。)によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む。)または工事用機器について損害が生じたときは、乙は事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。
- (2) 本条(1)の損害について、甲・乙・丙が協議して重大なものと認め、かつ、乙が善良な監理者としての注意をしたと認められるものは、甲がこれを負担する。
- (3) 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を本条(2)の甲の負担額から控除する。

19.1(不可抗力の定義)

本条において「不可抗力」とは、以下の例外的事態または状況をいう。

- (a) 当事者のコントロールの及ばないもの
- (b) かかる当事者が契約の締結前に合理的な対策を講じ得なかったもの。
- (c) 発生時に、かかる当事者が合理的に回避または克服できなかったもの。
- (d) 本質的に一方の当事者の責めに帰すことができないもの。

不可抗力は、以下に記載する例外的な事態または状況を含むが、上記(a)から(d)の条件を満たす限りそれらに限定されない。

- (i) 戦争、戦闘行為(宣戦布告の有無にかかわらず)、侵略、外敵の行動、
- (ii) 反乱、テロ、革命、騒擾、軍事力または武装勢力の行使、または内戦
- (iii) 請負者の要員以外の者、または、請負者もしくは下請者の他の従業員以外の者による暴動、動揺、混乱、ストライキまたはロックアウト
- (iv) 請負者が使用する軍需品、爆発物、放射線または放射能に起因する場合を除いて、軍需品、爆発物、電離放射線、または放射能汚染
- (v) 地震、ハリケーン、台風または火山活動などの天災

20. 具体例—6

第30条(履行遅滞・違約金)

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間内に契約の目的物を引き渡すことができないときは、別に特約のない限り甲は、遅滞日数1日につき、請負代金額から工事の出来形部分と検査済みの工事材料・建築設備の機器に対する請負代金相当額を控除した額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。
- (2) 甲が第25条(4)または第26条の請負代金の支払を完了しないときは、乙は、遅滞日数1日につき支払遅滞額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。
- (3) 甲が前払い又は部分払いを遅滞しているときは、本条(2)の規定を適用する。
- (4) 甲が本条(2)の遅滞にあるときは、乙は、契約の目的物の引渡を拒むことができる。この場合、乙が自己の物と同一の注意をもって管理したにもかかわらず契約の目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

19.4(不可抗力の結果)

請負者が、19.2(不可抗力の発生通知)によりすでに通知された不可抗力により契約上の義務のいずれかでもその遂行を阻害され、かかる不可抗力により遅延を来し、および／または費用を要した場合は、請負者は20.1(請負者のクレーム)にしたがい次の権利を有するものとする。

- (a)完成の遅延を生じ、または将来生じる場合、8.4(完成期限の延長)に基づく、係る遅延に相当する期間の延長。
- (b)その事態または状況が、19.1(不可抗力の定義)の(i)号から(iv)号に規定される種類であって、かつ(ii)号から(iv)号については当該国で発生した場合には、係る費用の支払い。

8.7(遅延損害賠償)

請負者が8.2(工事完成期限)に従うことができない場合、請負者は2.5(発注者のクレーム)に従い、この不履行による遅延損害額を発注者に支払わなければならない。これらの遅延損害額は、特別条件に規定される1日当りの額とし、当該完成期限から引渡し証明書に記載された日までの毎日に対して支払われる。但し、本条項に基づく総額は、遅延損害額の上限值が特別条件に定められている場合は、その上限値を超えないものとする。

これらの遅延損害賠償額は、工事完成前に15.2(発注者による契約終了)に基づいて契約が終了する場合とは異なり、請負者がかかる不履行に対して支払うべき唯一の損害額である。

21. 具体例—7

乙の責に帰すべき事由により性能保証運転を行うことができない場合、または同様の理由により第1回またはそれ以降の性能保証運転において保証値のすべてまたはいずれかが満たされない場合、乙は、本プラントにつき、自ら必要と認める改造、補修または取り替え等を行い、その後性能保証運転を行う。ただし、第2回目以降の性能保証運転において保証値のすべてまたはいずれかが満たされない場合であっても、契約仕様書に定める最低限の性能値が満たされている限り、乙は、第2回目の性能保証運転開始時以降いつでも契約仕様書に定める予定損害賠償金を甲に支払うことにより、当該保証値が満たされないことに関する一切の責任を免れることができる。